

高知市上下水道事業経営審議会条例

(平成27年4月1日条例第85号)

(設置)

第1条 本市の水道事業並びに公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下「上下水道事業」という。）の適正かつ効率的な経営に資するため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、高知市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、上下水道事業の経営に関する重要事項について、調査及び審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 管理者が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、上下水道局において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、管理者が招集するものとする。

附 則(令和6年1月1日条例第12号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。